

市貝町企業立地促進条例を改正しました

市貝町では、企業の立地を促進し雇用の増大と産業の振興を図り、もって地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与するため、企業立地促進条例を制定し、奨励金を交付することで、町内に事業所等を新設又は増設する方を支援しています。

令和元年12月に、奨励金の交付要件を一部改正いたしました。是非、積極的な活用をご検討ください。(令和2年4月施行)

改正点:新規雇用の常用の従業員数の要件の緩和

5人以上



1人以上

※新規雇用：新設又は増設した事業所を運営又は操業するため、町内に住所を有する者を雇用すること

市貝町企業誘致促進条例の概要

- 対 象 ①町内に新たに事業所を設置する方
②既に町内にある事業所を拡充する方

- 交付要件 ①事業所の設置場所が町長が適当と認めるもの
②新設の場合は、開始日において、投下固定資本総額が3,000万円以上で、かつ、新規雇用の常用の従業員が1人以上であること
③増設の場合は、開始日において、その増設に係る部分の投下固定資本総額が3,000万円以上で、かつ、新規雇用の常用の従業員が1人以上であること

- 内 容 ①企業立地奨励金
新設の場合：3年度間に限り、固定資産税（企業立地に伴い取得した土地・家屋・償却資産に係るもの）の額に相当する金額以内を交付
増設の場合：3年度間に限り、固定資産税（企業立地に伴い取得した土地・家屋・償却資産に係るもの）の額に相当する金額に2分の1を乗じて得た金額以内を交付
②雇用奨励金：引き続き1年以上新規雇用の常用の従業員を1人以上雇用した場合、当該従業員1人につき20万円を乗じて得た金額を交付

※操業開始前に指定手続きが必要となりますのでご相談ください。

問い合わせ

市貝町企画振興課

TEL 0285 - 68 - 1118

FAX 0285 - 68 - 3227